

COVID-19 対策 対外債務に関する専門家が声明

2020/05/14

国連人権高等弁務官事務所

対外債務と人権に関する独立専門家が声明を發した。内容は以下のとおり。パンデミックの前でさえ、低所得国の 40% が負債に苦しんでいたが、IMF と国連の推定では現在、発展途上国はコロナウイルス拡大阻止と経済維持のために 2 兆 5000 億ドル以上を必要としている。返済の負担を軽減するという IMF と G20 の特別措置は歓迎するが、6 か月間の返済猶予期間はあまりに短すぎる。パンデミックの今後を予測するのは非常に難しいが、経済・失業・不平等・貧困への影響は 2020 年以降も続くであろう。IMF・G20 諸国・地域開発銀行・民間債権者に対し、発展途上国の返済猶予を少なくとも 2021 年 6 月まで延長するよう求める。延長を決定することは、パンデミックの収束と治療薬の開発まで金融市場を安定させ、債務国に余裕を与えるために不可欠である。それによって、債務国は救命と経済的・社会的・文化的権利の促進・保護のために資源を最大限活用することが可能になる。